

会 則

- 第 1 条 (名称・目的)** 本クラブは、「神戸ウイングスタジアムスポーツクラブ(以下「本クラブ」という)と称し、本クラブメンバーがクラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・増進及びメンバー相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第 2 条 (施設利用)** 本クラブを利用しようとする者は、本クラブの会則(以下「本会則」という)に基づき、楽天ヴィッセル神戸株式会社(以下「会社」という)と契約し、本会則の定める区分のメンバーにならなければならない。
- 第 3 条 (所在地)** 本クラブの事務所は会社おく。
- 第 4 条 (運営)** 本クラブの施設運営は、会社が運営管理を行う。
- 第 5 条 (メンバー)** 本クラブは登録制とし、メンバーはすべて、本クラブのメンバー区分のいすれかに登録され、本会則に基づき、施設を利用することができる。
- 第 6 条 (利用権の譲渡・名義変更)** メンバーは利用権を譲渡及び貸与し、またはその名義を変更することができない。
- 第 7 条 (利用権の有効期間)** 本クラブの利用権の有効期間は別途定める。なお、定めのない場合は退会までとする。
- 第 8 条 (登録)** 会社と本会則に基づく契約を締結し所定の入会金及び会費などを納入してメンバーの資格を認められた者を本クラブのメンバーとする。
- 第 9 条 (メンバー構成)** 本クラブはフルタイム・デイタイム・ビジネス・プール＆スパ・90分・パパママ会員・法人及び会社並びに本クラブが個別に定めるメンバーで構成する。ただし、詳細は別途定める。
- 第 10 条 (入会資格)**
(1) 本クラブへの入会資格は以下のとおりとする。
①本クラブの趣旨目的に賛同し、入会を希望する者で、本会則等の本クラブが定める諸規則を遵守できる者。
②満年齢16歳以上の男女(未成年者の場合には、親権者の同意がある者)。
③皮膚病、伝染病、及びこれに類する疾患の無い者。
④妊娠していない者。
⑤医師から運動を禁止されていない者。
⑥会社が審査を行い適切と認めた者。
⑦前6号は法人にも適用する。
(2) なお、本クラブは必要により、医師の健康診断書等の提出を求めることができ、運動を行うことが好ましくないと判断される場合、入会を拒否することができる。
- 第 11 条 (未成年者の入会手続)** 未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者等の法定代理人(以下「法定代理人」という)が連署の上、入会申込手続きを行なうものとする。この場合、法定代理人は、法令に定めがある場合を除いて本会則等に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。
- 第 12 条 (メンバーズカード)**
(1) 会社は入会した登録者に対して、メンバーズカードを発行し、法人に対しては利用券を発行する。
(2) メンバーは、本クラブを利用するときメンバーズカードの提示を行わなければならない。
(3) 法人の構成員は、法人利用券を提出しなければならない。
(4) メンバー資格を喪失した場合、メンバーはメンバーズカードを、法人は利用券を速やかに返還しなければならない。
(5) メンバーズカードを紛失した場合、メンバーは速やかに本クラブに届け出て、再発行の手続きを行うものとし、所定の手数料を支払うものとする。
- 第 13 条 (諸会費・諸料金等)**
(1) メンバーは、会社所定の諸会費、諸料金、その他費用を会社所定の方法で会社に納入しなければならない。
(2) 登録料、諸会費などの金額、支払時期および支払方法などは、会社が別途定める。
(3) 一旦納入された諸会費は第20条に基づき、メンバー資格を喪失した後の期間に相当する会費等を返還すべき場合、その他法律上の理由または会社が認める場合を除き返還しないものとする。また、入会申込書その他会員から受領した書面等は返還しないものとする。
- 第 14 条 (諸手続)**
(1) メンバーは、氏名、住所、連絡先など入会申込書に記載した内容に変更があった場合には、速やかに変更手続きを完了しなければならない。
(2) メンバーは、契約ロッカーなどの継続、更新手続を行う場合、契約期間内に本クラブにおいて完了しなければならない。
(3) 会社からメンバーに対して行う通知、連絡等は、届出の連絡先住所宛てにすれば足りるものとする。
- 第 15 条 (諸規則の遵守)** メンバーなどが本クラブの施設を利用するときは、本会則その他会社が定める規則を守らなければならない。
- 第 16 条 (健康の自己管理)** メンバーは各自の責任において、健康管理を行うものとする。
- 第 17 条 (損害賠償責任)**
(1) 本クラブ諸施設の利用に際して、メンバー本人または第三者に生じた人・物的事故について、会社は、会社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切賠償の責を負わないものとする。メンバーが同伴したビギナーについても同様とする。
(2) メンバーは、本クラブの諸施設の利用に際して自己の責に帰すべき事由により、会社またはその従業員および第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとする。
- 第 18 条 (盗難・紛失および忘れ物)**
(1) メンバーが本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失については、会社に責がある場合を除き、会社は一切損害賠償の責を負わないものとする。
(2) 忘れ物については、本クラブは、一定期間保存した後、処分をする。メンバーはこれについて承認をするものとする。
- 第 19 条 (メンバー資格の停止)** 会社は、メンバーが会社もしくは、会社の定める集金代行会社に対し、会費および諸料金、その他費用の支払を滞納した場合には、メンバーの資格を一時停止することができる。会社が定める集金代行業者より、当該メンバーに対する会費等集金代行業務を停止する旨の連絡があった場合など、会費納入が停滞したときも同様とする。
- 第 20 条 (メンバー資格の喪失)** メンバーは次の号に該当する場合は、メンバー資格を喪失し、以降本クラブの施設を利用することができない。
①メンバーの都合による退会の申し出を会社が承認したとき。
②メンバー本人が死亡したとき。
③第24条により本クラブが閉鎖されたとき。
④法人にあたっては、その法人が解散、特別清算、破産、または民事再生、会社更生の申立てを行ったとき。
または申立てを受けたとき。
- 第 21 条 (メンバーの除名)** メンバーが次の号に該当する場合は、会社はそのメンバーを除名することができる。
①本会則、約款、その他会社が定める諸規則に違反した場合。
②本クラブの名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。
③故意に本クラブの施設、設備を破損したとき。
④入会に際して、会社に虚偽の申告をしたとき。

- ⑤第29条に掲げる禁止行為を行ったとき。
⑥第10条の入会資格を喪失したとき。
⑦会社が本クラブのメンバーとしてふさわしくないと判断したとき。
⑧会費および諸料金の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じなかったとき。
⑨会社が定める集金代行会社により、当該メンバーに対する会費等集金業務を停止する旨の連絡があつた場合などで会費納入が停滞したとき。
⑩その他、会社が除名を相当と認めたとき。
- 第 22 条 (休会)** 本クラブには原則として休会制度を設けない。
- 第 23 条 (退会)**
(1) メンバー本人の都合により本クラブを退会するときは、本人が当月の本クラブが定める期日までに、本クラブの受付にて退会届の提出、メンバーズカードの返還等、会社所定の手続を完了し、会社の承認を得るものとする。電話、FAX、郵便、電子メール等による退会届の提出は無効とする。本人および法定代理人以外の代理人による手続きの場合は委任状を提出するものとする。
(2) メンバーは退会届を提出した当月分の会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除される。
(3) 退会届が提出されない限り、メンバー資格は存在するものとし、施設利用の有無に関わらず、諸会費、諸料金、その他費用を支払わなければならない。
(4) 法人においても本条2項3項は、メンバーと同様とする。ただし、1項の退会届の提出を行なう者は、当該法人の構成員であり、なおかつしかるべき担当部署の者でありそれを証明する物があれば足りるものとする。
- 第 24 条 (施設の閉鎖)** 会社は、次の場合に本クラブの全部または一部を閉鎖することがある。
①天災、地変、その他事由により施設利用が不可能と認められたとき。
②経営上重大な理由があるとき。
- 第 25 条 (閉鎖時のメンバーの資格)** 会社は前条により本クラブの施設の全部または一部を閉鎖した場合には、メンバーは退会したものとして取り扱う。
- 第 26 条 (営業時間)** 営業時間は別に定めるものとする。ただし、臨時に営業時間を変更する場合は原則として2週間前までに施設内に掲示をもっておこなう。
- 第 27 条 (施設の営業停止)** 本クラブは定休日のほか、次の事由により施設の全部または一部の営業を停止することがある。ただし、本クラブ側の事由により営業を停止する場合は、その旨を2週間前までに施設内に掲示をおこなうものとする。緊急を要する場合はこの限りではない。
①天災、地変、その他やむを得ない事由が発生したとき。
②施設の改造または修理のとき。
③その他営業上必要が生じたとき。
- 第 28 条 (未払い金の請求と前納料金の取扱い)**
(1) 会社および会社が定めた集金代行業者は、当該メンバーとの本クラブ施設利用契約が終了した後においても、メンバーの会費などの未払い金については請求することができる。
(2) 会社はメンバーが支払った登録料、その他前納料金は返還しないものとする。ただし、第27条によりメンバーが退会し、既に納入された会費に未経過分がある場合は、月払い金額に換算の上、その未経過分を返還するものとする。
- 第 29 条 (禁止事項)** 会社は、利用者等が施設内において次の行為を行なうことを禁止する。
(1) 所定の場所以外での飲食、および館内での喫煙
(2) 館内を不潔にする行為
(3) 所定の場所以外への出入りする行為
(4) 本会則等に違反する行為
(5) 他の施設利用者や本施設の従業員を誹謗、中傷する等の行為
(6) 他の施設利用者や本施設の従業員を殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為
(7) 大声、奇声を発したり、他の施設利用者や本施設の従業員の行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為
(8) 物を投げる、壊す、叩く等、他の施設利用者や本施設の従業員が恐怖を感じる危険な行為
(9) 故意に本施設の施設、設備、機器等を損壊する行為や無断での持ち出し行為
(10) 他の施設利用者や本施設の従業員を持ち伏せたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為
(11) 正常な範囲を超えて、面談、電話、その他の方法で本施設の従業員を拘束する等の迷惑行為
(12) 痴漢、のぞき、露出、相手の望まない性的な言動、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為
(13) 刃物等の危険物の施設内への持ち込み
- 第 30 条 (入場の禁止)** 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、そのメンバーの本クラブ施設への入場を断り、または、退場を求めることができる。
(1) 酒気を帯びているとき。
(2) 一時的な筋肉のけいれんや意識の喪失等の症状を招く疾病を有することが判明し、会社が危険と判断したとき。
(3) 第10条第1項の入会資格がないことが判明したとき。
(4) 他の施設利用者に迷惑となる物品や動物を持ち込むとき、または持ち込むとしたとき。
(5) 営利目的として施設を利用していると判断されるとき
(6) 正當な理由なく本施設の従業員の指示に従わないと
- 第 31 条 (利用制限)** 会社は、本クラブの施設を、メンバー外を対象としたスクール、その他のイベント等の開催に使用することに伴い、メンバーに対し、当該施設の全部または一部の利用を制限することができるものとする。この場合会社は事前にその旨を掲示するものとする。
- 第 32 条 (諸料金の変更)** 会社は、本契約に基づいてメンバーが負担すべき登録料、会費、その他の料金を社会情勢の変動に応じて変更できるものとする。
- 第 33 条 (情報の管理)** 会社および本クラブはメンバーが入会・在籍・利用に関して知り得たメンバーに関する情報(以下「メンバー情報」という)を以下の通り管理するものとする。
(1) 会社及び本クラブはメンバーより諸会費および諸費用を回収するためメンバーの個人情報を集金代行業者に提示する。
(2) 会社および本クラブは前項の個人情報を会社および本クラブの運営に利用するほか、前項に定める場合、ならびに公的機関の要請を除き、一切提供、開示しないものとする。
- 第 34 条 (本会則の改定)** 会社は、必要と認めた場合、本会則の改定を行うことができる。なお、その場合会社は2ヵ月以上前に施設内に掲示することで予告を行うものとする。その改定内容は、全メンバーに適用されるものとする。
- 第 35 条 (本会則の発効)** 本会則は2020年5月1日より発効する。